－令和７年４月１日からの新制度について－

# 彦根市
# 屋外広告物のガイドライン

ひこねの美しい景観づくりに向けて
屋外広告物のルールを守りましょう！

彦根市
Hikone City

# 目　次

はじめに
**第１章　屋外広告物について**
１　屋外広告物とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
２　主な屋外広告物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
**第２章　制限等の内容について**
１　禁止広告物等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
２　禁止物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
３　屋外広告物の表示または掲出可否の簡易判定表・・・・・・・・・Ｐ３
４　地域の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
５　適用除外広告物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
６　許可の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
７　色彩基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１４
８　屋上広告物とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５
９　電光表示板・投影広告物・可変式照明付き広告物・・・・・・・・Ｐ１５
１０　優良意匠屋外広告物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５
**第３章　申請手続きの進め方について**
１　手続きのフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１６
２　許可申請に伴う手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１７
**第４章　その他関連事項について**
１　管理義務・除却義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１８
２　管理者の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１８
３　点検者の資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１８
４　屋外広告物業の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９
５　違反広告物に対する措置および罰則・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９
６　関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１９
７　経過措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０

## はじめに

屋外広告物は、店舗、商品、サービスや商業活動などのにぎわいとともに、身近な情報伝達手段として広く利用されており、私たちの日常生活における情報源としても大切な役割を担っています。

このような中、屋外広告物がまちなかでより目立たせようとして大きな規模、または派手な色彩で無秩序・無制限に設置されると、美しいまちなみや自然景観が簡単に壊れるおそれがあります。

本市では、平成18年（2006）３月に景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体となり、平成19年（2007）6月に自然と人々の営み、まちの歴史・文化など地域の景観的特性を踏まえた地域設定を基本に彦根市景観計画を策定するとともに、平成27年（2015）7月より彦根市屋外広告物条例を施行、また、一部改正した同条例を令和７年（2025）４月に施行しています。

この度、改正した本市の屋外広告物条例は、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止とともに、地域における自然的、歴史的、文化的な個性ある美しい景観の向上に対して、さらに寄与する良好な屋外広告物の形成が図れるよう一定のルールを定めています。

このガイドラインは、本市の屋外広告物制度に関する規制内容等の基本事項を説明したものです。

彦根市景観計画における景観形成のテーマにあります「城と湖と緑のまち、美しい彦根の創造」に向け、市民の共有資産である景観を保全・育成または創造し次世代へ引き継いでいくため、屋外広告物に関しても、みなさまのご協力をよろしくお願いします。

なお、詳細な規制内容等につきましては、問い合わせ先までご相談ください。